

鹿 児 島 県 公 報

平成30年4月6日（金）第3405号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決手続開始の決定

(収用委員会取扱い) 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿児島県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により，裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成30年4月6日

鹿児島県収用委員会

- 1 起業者の名称
鹿児島市
- 2 事業の種類
鹿児島都市計画道路事業3・5・53号鼓川通線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公 簿	実 測	
鹿児島県鹿児島市池之上町	42番	宅地	宅地	91.86	90.43	11.53

- 4 土地所有者の氏名及び住所
藤崎稔
鹿児島県鹿児島市池之上町5番18号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年3月28日